

4. 仙台市議会改革の方向性

議会改革を含めた地方自治のあり方については、いろいろな議論が交わされている。国レベルでは、総務大臣をトップとした「地方行財政検討会議」が開催され、平成 22（2010）年 6 月 22 日に「地方自治法の抜本改正に向けての基本的な考え方」が示された。この中では、「地方公共団体の基本構造のあり方」「長と議会の関係の見直しの考え方」「議会のあり方を見直しの考え方」等についての論点が表示され、国民からの意見を求めつつ、検討が続けられている。基本構造選択肢のモデルとして、「純粋二元代表制」や一部の首長から主張されている「議員内閣制」など 5 つの類型も示された。私たちは、この議論の中で、現行二元代表制のもとでの議会の基本的機能（団体意思決定機能、執行機関の監視機能、政策形成機能、住民の意見反映機能等）がより強化されることを強く望むものである。こうした立場から以下に仙台市議会改革の方向性を示しておきたい。

(1) 議論する議会へ

① 徹底した調査と発言

この通信簿でも、縷々述べてきたように、議員の質問、発言の多くは圧倒的に調査不足である。事前に担当者に聞けば分かることを質問するなどということは論外であるが、インターネットでちょっと調べればわかることさえ調べていない。大きなテーマについては、会派を超えて集団でじっくり時間をかけて調査することが、のぞまれる。先進地調査はもとより専門家に調査を委託するなど、こうしたことにこそ貴重な政務調査費を有効に活用すべきである。問題によっては、100 条委員会の設置を含め、議会としての調査権・監視権の発動も必要とされよう。

以下に、質問のレベルアップを図るための改善案を列挙しておきたい。

- i. 会派内でテーマを決める。テーマ毎にチームを作り、スケジュールと担当を決める。
- ii. 質問対象事項についての資料を事前に情報公開請求して集める。担当者に資料の提供を要請し、口頭で質問する。
- iii. 他都市の資料を集める。
- iv. 現場に行き聞き取りをし、資料も集める。
- v. チーム内で資料の分析と問題点の把握を行う。
- vi. 不明部分につき、再度担当者に質問し情報量を市長部局とイーブンにする。
- vii. 「私（私たち会派）が市長であれば、これこれをいつまでにこのようにする。するつもりがあるかどうか、するつもりがないならその理由を述べよ。したいができないというのであれば、その理由を述べよ」という質問を作る（具体的対案を用意する）。
- viii. 会派の責任でチームの資料、質問と回答を保存し、新人メンバーに引き継ぐ。
- ix. 同一テーマつき他の会派との協議の場を設け、同一テーマ、同一の視点での質問を避けるようにする。
- x. 同一テーマに関心を持っている他都市の議員との間の交流を深める。

ここで、私たちの調査実例の一つを紹介しておきたい。

私たちは i ~ vii に従い、仙台市の外郭団体の委託費の決定過程を調査することにし、仙台市と(株)仙台市環境整備公社間の「平成 20 年度 缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類選別業務委託」を取り上げ、平成 22 年 2 月 17 日付でそれに関する資料の開示を受けた。

平成 22 年 3 月 11 日付で資料 1 の質問状を仙台市環境局廃棄物事業部リサイクル推進課に送り、平成

22年4月12日に同課におもむき、遠藤課長外2名から聞き取りを行った。

聞き取りの結果は資料2の「環境局リサイクル推進課の回答」とおりである。この回答からも明らかのようにリサイクル推進課は公社との間で「選別業務委託契約」を締結するにあたり内訳のついた見積書を事前に提出させていない。平成19年度の包括外部監査の結果を受けて、平成20年度から内訳書を提出させているが提出は契約締結後である。

仙台市の契約規則17条は特命随意契約に当たっては「契約及び見積に必要な事項を示し、なるべく二人以上から見積書を徴するものとする」と規定し、リサイクル推進課は質問状添付資料2の3のような積算資料を自ら作成している。そうであれば契約前にそれに対応する内訳のついた見積書を公社から提出させ、自らの積算資料とつきあわせをし公社の積算の正当性をチェックする必要があるが、公社からは最終の金額のみ提示させ、リサイクル推進課の契約予定金額より低ければ契約をし、高ければ再度提出をさせるという方法で5億円を超える業務委託契約を締結している。公社に対する見積依頼書が4月1日、公社からの金額のみの見積書の提出も4月1日、契約の締結も4月1日である。公社は予めリサイクル推進課の契約担当者から契約予定額を教えられた上で、単に仙台市契約規則が求める外形を整えるためだけに「見積書もどき」の書面を作成した可能性が高い。

私たちは(財)仙台市建設公社との「平成20年度 自転車等駐車場の運営に関する業務及び利用料徴収業務委託」も取り上げ、平成22年3月11日付で仙台市建設局道路管理課に資料3の質問状を送り、平成22年4月12日に佐藤主幹外3名から聞き取りを行った(資料4)。

それによれば建設局道路管理課は平成19年9月28日に建設公社から見積書を徴収し内部の積算とつきあわせをし、変更すべき点は変更させているということであった。このことからしてもリサイクル推進課と(株)仙台市環境整備公社との間の委託契約の決定過程は極めて不正常である。

私たちは比較のために、他の政令指定都市の決定過程についても同調査をすることとし平成22年4月23日付で京都市環境制作局適正処理施設部施設管理課に対し「缶・びん・ペットボトル等の選別作業の委託契約は随意契約、一般競争入札、指名競争入札のいずれであるのか。」「随意契約であれば、缶・びん・ペットボトル等の選別作業を外郭団体に委託するにあたり、契約前に外郭団体から内訳のついた委託料の見積書を提出してもらっているか、否か。提出されていればその時期は何月頃なのか。」「契約締結前に外郭団体との間で金額の交渉を行っているか、否か。行っていれば交渉時期は何月頃なのか。」「発注側と受注側の協議の過程が記録として残っているのか。」の4点について照会したところ(資料5)、資料6のように「本市が運営している缶・びん・ペットボトルの処理施設は2施設あり、2施設とも、1年毎の随意契約を締結しています。」「(委託料の見積書の提出については)毎年提出してもらっています。時期は2～3月頃です。」「(金額の交渉については)次年度の予算要求の作成に合わせて、金額交渉を行っています。時期は6～2月頃です。」「(発注側と受注側の協議の過程が記録として残っているのかどうかについては)委託内容の大幅変更等がある年度は、詳細な協議の記録が残っている場合があります。委託内容に大きな変更がない年度は、担当者のメモ程度の記録が残っている場合もあります。」との回答を得た。

契約前に見積書を徴収せず、金額についての交渉もしない、総額さえ予定価格の範囲内であれば契約を締結するというリサイクル推進課と(株)仙台市環境整備公社間の委託契約は建設公社などの他の外郭団体との委託契約に比べても、又他都市の同種委託契約と比べても不透明であることがこれらの調査によって明らかになった。同時に平成20年3月に公表された平成19年度の包括外部監査において「(株)仙台市環境整備公社の委託業務は、仙台市と1年ごとの特命随意契約にて更新が行われており、その都度委託料が契約担当課との交渉のもとに決定される。この際の決定額は、市の契約担当課の積算額に導

かれる形で決まるとされ、委託料決定の主導権は、市側にある状況となっている。このため公社においては、特に必要コストの積上げ計算などはせず、これまでの契約額の傾向値をベースに契約担当課の主導の下で交渉に臨む状況となっている。」「少なくとも契約における積算内訳と公社での実績値を比較検討し、次の積算に生かす工夫が必要となる。この際、公社の事業遂行が効率的、経済的に実施されているかどうか、具体的な確認作業も当然必要となる。」と指摘されたにも関わらず、「積算に生かす工夫」「具体例の確認作業」をしなかったことも明らかになった。従って平成 20 年 4 月以降上記の包括外部監査の結果とこれらの調査結果を市当局につきつけて、その怠慢を厳しく質問し

①公社との間の特命随意契約そのものを見直す。

②特命随意契約を続けるとしても見積書を事前に提出させ積算の根拠を検証し、減額できる分は減額させ、その過程を文書にして残しておく。

③自らの予定価格の正当性を他の自治体の積算などと比較しつつ毎年検証し、その検証過程を文書しておく。

の 3 点の改善を迫ることは十分に可能である。

私たちに出来たことを議員が出来ない訳がない。

②答弁者の出席を抑制し、議員同士の議論を

議会を傍聴して奇異に感ずるのは、「議論の場」であるはずの議場で、議員同士の議論が全くといってよいほど無いことである。執行部の出席者は必要最小限の者とし、やりとりが終わったら退席願い、あとは議員同士で大いに論戦を交わす。そんな光景を目にしたいものである。この場合も会派の枠を取り払い、一人ひとりの議員の意思を尊重した、自由な討議が望まれる。

③一問一答と執行部の反問

もちろん執行部とのやりとりも一問一答方式とし、執行部には反問権を与え、真剣勝負の論戦ができるようにする必要がある。

(2) 市民参加、市民との対話

①傍聴しやすい環境づくり

私たちは、2008（平成 20）年 4 月 16 日仙台市議会議長宛に、「傍聴しやすい環境づくりのための申し入れ」を行ったが、ほとんど実現されていない。あらためて要求項目を掲げておく。

- i. 高齢者、障がい者などが議場にアクセスしやすいように、エレベーターの設置など、議場のバリアフリー化を推進すること。
- ii. 「会議公開」の原則にたち、委員会条例を改正し、委員会の傍聴を許可制から公開に変更すること。
- iii. 委員会の議場が良く見えるように、傍聴席の位置を変更し、傍聴席（机、椅子）を増やすこと。
- iv. 傍聴席の拡充のためにも、不必要に多いと思われる、委員会出席の市の職員を大幅に減らすこと。
- v. 傍聴者が審議内容をよく理解できるように、本会議・委員会で、傍聴者に閲覧用の会議資料を配布すること。
- vi. 傍聴規則を改正し、傍聴規制を大幅に緩和すること（住所・氏名の記載廃止、写真機、録音機、望遠鏡の使用可など）。

これらの制約が議会を市民から遠ざけていることを、真剣に考えるべきである。

②市民との対話—議会報告会の開催

議会報告会を開催する議会が各地で増えている。趣旨は、議会で決まったことを議員が各地に出向いて説明するという、至極当然のことをやろうということである。議員個々が好きな場所で勝手にやるのではなく、合議体である議会の主催でやるところがミソで、決まった案件に賛成した人も、反対した人も、個々の意見はさておいて、議論の経過と結果をきちんと説明することになる。いわば「チーム仙台市議会」としてのプレーである。

③請願の提案説明

請願者（市民）自らが議会でその趣旨を説明する、これもすでに各地の議会で実施に移されている。経費もほとんどかからないわけだから、ぜひ実現させて欲しい。

④その他

その他、市民が議会に何を望んでいるのかをよく把握し、風通しがよく、市民と双方向の対話のできる議会づくりをめざす必要がある。

(3) 議員特権にメスを

もちろん、議員特権にメスを入れることも必要である。政務調査費、海外視察、費用弁償と遅ればせながら、少しずつ議員特権にメスを入れようとする姿勢は一定の前進かもしれない。しかし、市民から見れば、消極的との印象は拭いきれない。議員定数や1,200万円もの報酬も、議論を避けて通るわけにはいかない。問題は、議員のみで議論していることである。こうした問題こそ、広く市民の意見を聴きながら進める必要があるのではないか。

(4) 議会基本条例の制定

以上のような課題を総合的に推進するためには、議会のありかた、運営等についての基本的な考えを盛り込んだ、議会基本条例を制定する必要がある。北海道栗山町議会が先鞭をつけた議会基本条例の制定の流れは、今や燎原の火の如く全国に広がろうとしている。実効性のある条例づくりに仙台市議会も直ちに取り組むべきである。

なお、以上の諸点は、ほとんど現行地方自治法の枠内で改革が可能であるが、法改正を必要とする点については他の議会と連携して改正を迫るべきである。

(5) 議会を変えるには何が必要か

議会改革のためには、議会自らが確固とした改革の意思を持つことが大切だが、それだけでは不十分である。日常不断に議会・議員を叱咤激励する、熱い市民の監視の眼と声がどうしても必要である。

私たちは、4年に一度の選挙と選挙の間に、どれほど議会・議員の動向に関心を寄せてきたであろうか。大方の市民は、それが不十分であったと認めざるを得ないのではなかろうか。今度の通信簿づくりは、そうした反省の上になされたものでもある。通信簿を読まれた多くの市民の皆さんが、少しずつでも仙台市議会に眼を向けていただければ、議会改革は著しく加速するに違いない。そのことを強く期待し、本レポートの締めくくりとしたい。